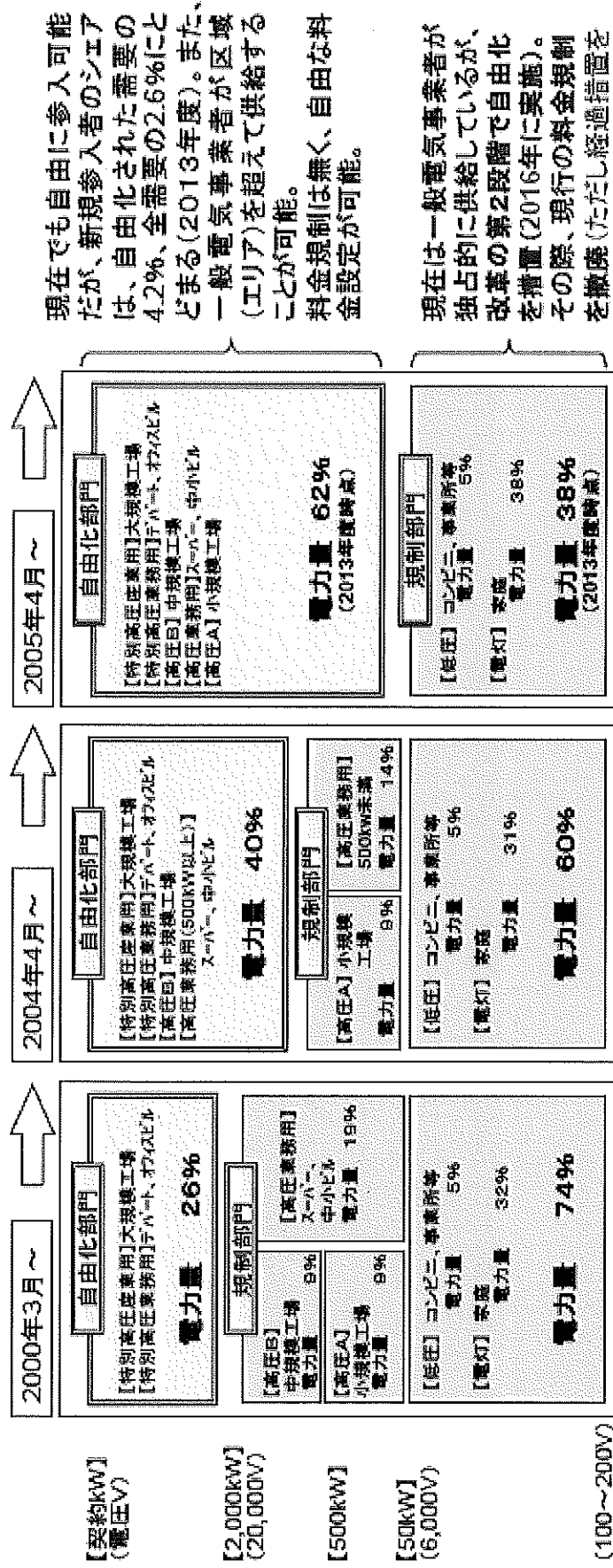


電力の小売全面自由化(電気事業法第二弾改正)

8

- 第2弾の改正電気事業法に基づき、一般家庭向けの電気の小売業への新規参入が2016年から可能に。これにより、新規参入を通じた競争の促進が期待される。また、家庭も含む全ての需要家が電力会社が電力会社や料金メニューを自由に選択できるように。
- 需要家保護の観点から、規制料金メニューを一定期間は経過措置として残す。
- 安定供給の要である送配電部門については自由化せず、規制部門として、引き続き地域独占の下で安定供給を担う。

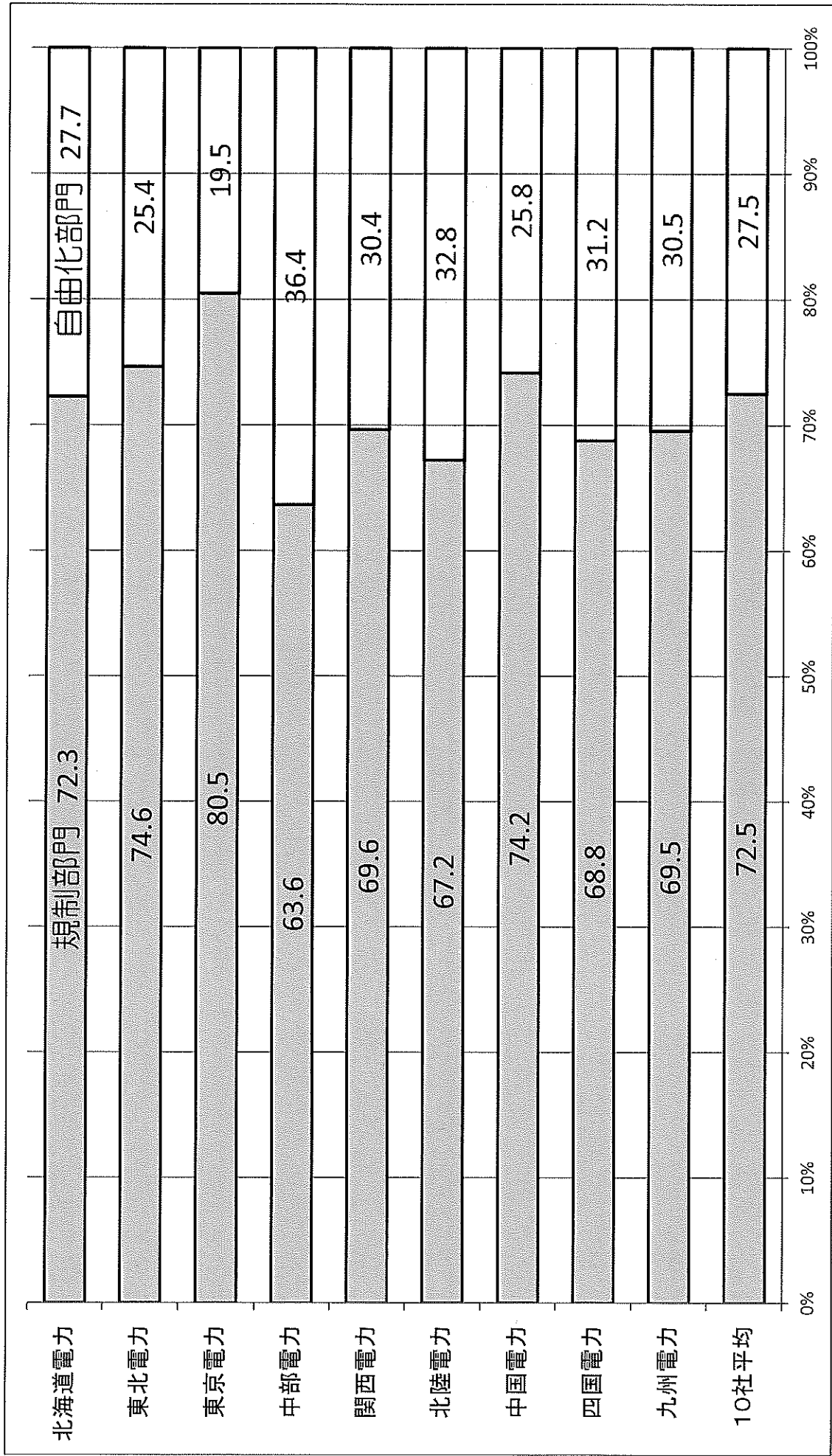


現在でも自由に参入可能だが、新規参入者のシェアは、自由化された需要の4.2%、全需要の2.6%にとどまる(2013年度)。また、一般電気事業者が区域(エリア)を超えて供給することが可能。料金規制は無く、自由な料金設定が可能。

現在は一般電気事業者が独占的に供給しているが、改革の第2段階で自由化を措置(2016年に実施)。その際、現行の料金規制を撤廃(ただし経過措置を講じる)。

(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2万kW、6万V以上から、平成16年(2004年)4月に特別高圧需要家(原則2万kW以上)に拡大。

2000～2010年度に生み出された電力会社の利益の約7割が 規制部門(一般家庭、中小商店)からもたらされていた



出典：経済産業省提出の電力各社部門別収支計算書に基づき、一般需要部門の当期純利益又は純損失を「規制部門」、特定規模需要部門の当期純利益又は純損失を「自由化部門」とし、2000～2010年度の11年分の総額を集計。